

佐賀県訓令甲第7号

各 部
出 納 局
教 育 庁
各 事 務 局
現 地 機 関

佐賀県庁用自動車管理規程（平成11年佐賀県訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共用車 庁用自動車のうち、総務事務センター長が所管し、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第3号に規定する本庁等の各課の共用に供する車両をいう。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第3条 総務事務センター長は、庁用自動車の効率的かつ適正な使用を図るために必要があると認めるときは、<u>実地調査をし、又は庁用自動車を所管する所属の長（以下「所属長」という。）</u>に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車両管理者 庁用自動車を所管する所属の長をいう。</u></p> <p>(3) <u>運転者 庁用自動車を運転する者をいう。</u></p> <p>(4) <u>所属長 運転者の属する所属の長をいう。</u></p> <p>(5) 共用車 庁用自動車のうち、総務事務センター長が所管し、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第3号に規定する本庁等の各課<u>（警察本部会計課を除く。）</u>の共用に供する車両をいう。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第3条 総務事務センター長は、庁用自動車の効率的かつ適正な使用を図るために必要があると認めるときは、<u>車両管理者（総務事務センター長を除く。第9条及び第10条において同じ。）</u>に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(所属長の職務)</p> <p><u>第4条 所属長は、庁用自動車を運転する者（以下「運転者」という。）の心身の健康状態を的確に把握し、適切な指示を与えるなど、安全運転の確保に努めなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 所属長は、庁用自動車の整備及び使用の状況を把握し、その適正かつ効率的な運用に努めなければならない。</u></p> <p><u>4 所属長は、所管する庁用自動車を良好な状態に維持管理するとともに、その鍵を適正に保管しなければならない。</u></p> <p><u>5 所属長は、所管する庁用自動車の車歴簿（様式第1号）を作成し、常に車両の現況を的確に把握しておかなければならない。</u></p>	<p>(所属長の職務)</p> <p><u>第4条 所属長は、運転者の心身の健康状態を的確に把握し、適切な指示を与えるなど、安全運転の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 所属長は、運転をしようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器をいう。）を用いて確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 所属長は、前項の規定による確認の内容を記録し、その記録を1年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 前2項の規定にかかわらず、所属長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に、当該運転者の状態の確認、その内容の記録又は記録の保存を行わせることができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(車両管理者の職務)</p> <p><u>第4条の2 車両管理者は、庁用自動車の整備及び使用の状況を把握し、その適正かつ効率的な運用に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 車両管理者は、所管する庁用自動車を良好な状態に維持管理するとともに、その鍵を適正に保管しなければならない。</u></p> <p><u>3 車両管理者は、所管する庁用自動車の車歴簿（様式第1号）を作成し、常に車両の現況を的確に把握しておかなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者等及び整備管理者)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3の規定の適用を受ける<u>所属長</u>は、庁用自動車の安全運転に必要な業務を行わせるため、同条第1項の安全運転管理者及び同条第2項の副安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>2 道路運送車両法第50条第1項の規定の適用を受ける<u>所属長</u>は、庁用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、同項の整備管理者を選任しなければならない。</p> <p>(現況及び運営状況の報告)</p> <p>第9条 <u>所属長</u>は、年度ごとに庁用自動車運営状況報告書(様式第2号)及び庁用自動車現況表(様式第3号)を作成し、4月30日までに総務事務センター長にこれらを提出しなければならない。</p> <p>(庁用自動車の異動報告)</p> <p>第10条 <u>所属長</u>は、庁用自動車の購入、寄附受納、保管転換、管理換等をした場合は、庁用自動車異動報告書(様式第4号)を作成し、総務事務センター長にこれを提出しなければならない。</p> <p>(運転日誌の記録)</p> <p>第12条 運転者は、自動車運転日誌(様式第5号)に、その日の運転状況等を記録し、<u>所属長</u>に報告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(安全運転管理者等及び整備管理者の選任)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3の規定の適用を受ける<u>車両管理者</u>は、庁用自動車の安全運転に必要な業務を行わせるため、同条第1項の安全運転管理者及び同条第4項の副安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>2 道路運送車両法第50条第1項の規定の適用を受ける<u>車両管理者</u>は、庁用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、同項の整備管理者を選任しなければならない。</p> <p>(現況及び運営状況の報告)</p> <p>第9条 <u>車両管理者</u>は、年度ごとに庁用自動車運営状況報告書(様式第2号)及び庁用自動車現況表(様式第3号)を作成し、4月30日までに総務事務センター長にこれらを提出しなければならない。</p> <p>(庁用自動車の異動報告)</p> <p>第10条 <u>車両管理者</u>は、庁用自動車の購入、寄附受納、管理換等をした場合は、庁用自動車異動報告書(様式第4号)を作成し、総務事務センター長にこれを提出しなければならない。</p> <p>(運転日誌の記録)</p> <p>第12条 運転者は、自動車運転日誌(様式第5号)に、その日の運転状況等を記録し、<u>車両管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年9月30日までの間は、運転をしようとする運転者及び運転を終了</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第1号（第4条関係） 略</p> <p>様式第4号（第10条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">所属長名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><u>した運転者に対する酒気帯びの有無に係る状態の確認は、所属長（同条第4項の規定による所属長が適当と認める者を含む。）が目視等により酒気帯びの有無に係る状態の確認を行うことで足りるものとする。</u></p> <p>様式第1号（第4条の2関係） 略</p> <p>様式第4号（第10条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">車両管理者名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。